

現場代理人の兼任の具体例

令和7年11月14日

工事①と工事②は契約額が4,500万円未満（建築一式は9,000万円未満）

例 1

	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	B	○
主任技術者	A	B	

約款第10条第5項により、同一工事において現場代理人と主任技術者の兼任は可

例 2

	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	A	○
主任技術者	B	B	

工事①と工事②の現場代理人は、長野市建設工事における現場代理人の設置に関する取扱要領第5第2項の条件を満たすことにより、兼任可

例 3

	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	A	○
主任技術者	B	C	

現場代理人の兼任は、例2のとおり可。

例 4

	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	A	○
主任技術者	A	B	

現場代理人の兼任は、例2のとおり可。
工事①は、例1のとおり可。

例 5

	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	A	○
主任技術者	A	A	

現場代理人の兼任は、例2のとおり可。
工事①における兼任は、例1のとおり可。
工事②の兼任も同様。

例 6

	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	B	×
主任技術者	A	A	

工事①の現場代理人と工事②の主任技術者の兼任不可。（現場代理人が主任技術者を兼任できるのは、同一工事のみのため。）

例 7

	工事①	工事②	可否
現場代理人	A	B	×
主任技術者	B	A	

Aは例6のとおり兼任不可。
BもAと同様に兼任不可。（現場代理人が主任技術者を兼任できるのは、同一工事のみのため。）